

報道関係者 各位

平成23年 5月26日

【照会先】

第二部会担当審査総括室

審査官 池田 稔

(電話) 03-5403-2168

シオン学園不当労働行為再審査事件 (平成22年(不再)第2号) 命令書交付について

中央労働委員会第二部会(部会長 菅野和夫)は、平成23年5月25日、標記事件に関する命令書を関係当事者に交付しましたので、お知らせします。

命令の概要は、次の通りです。

【命令のポイント】

～平成19年度上期から20年度下期までの各一時金について、支部組合員に対して、非組合員と比べて低額に支給したことは、不当労働行為に当たらないとした事案～

平成19年度上期から20年度下期までの各一時金について、支部組合員のうち考課上のランクや一時金支給額が平均未満である者が多いという状況があるのは、会社が一定程度合理的な基準に則した評価を行った結果生じたものとみるのが相当である。従って、これらの一時金の支給において、会社が支部組合員の支給額を非組合員と比べて低額にしたことは、労働組合の組合員であること等を理由とする不利益な取扱いとはいえず、また、支部に対する支配介入であるともいえないことから、不当労働行為には当たらない。

I 当事者

再審査申立人：株式会社シオン学園(「会社」)(神奈川県藤沢市)
従業員63名(平成21年7月31日現在)

再審査被申立人 全国自動車交通労働組合総連合会神奈川地方労働組合(「本部」)(横浜市)
組合員1650名(平成21年7月31日現在)

同 全国自動車交通労働組合総連合会神奈川地方労働組合三共自動車学校支部
(「支部」、本部と併せ「組合ら」)
組合員16名(平成21年7月31日現在)

II 事案の概要

- 1 本件は、自動車教習所を経営する会社が、指導員らに対する平成19年度上期から20年度下期までの各一時金額（「本件各一時金」）について、支部組合員に対して非組合員と比べて低額に支給したことが労組法7条1号および3号に該当する不当労働行為であるとして、組合らが救済を申し立てた事件である。
- 2 初審神奈川県労働委員会は、会社は、本件各一時金の支払について、支部組合員らを差別しており、これは労組法7条1号および3号の不当労働行為に該当するとして、会社に対し、支部との一時金協定所定の平均支給額を基礎とした既支給額との差額の支払およびこれに関する文書手交を命じた。
- 3 会社は、上記救済命令を不服として再審査を申し立てた。

III 命令の概要

1 主文

初審救済命令を取り消し、組合らの本件救済申立てを棄却する。

2 判断の要旨

- (1) ①支部組合員集団の一時金支給額は非組合員集団に比して全体的に低い傾向にあったとみることができるものの、会社が支部組合員集団をおしなべて低く査定して低額な一時金を支給する一方で、非組合員集団をおしなべて高く査定して高額な一時金を支給しているとはみることができないこと、②支部組合員集団は非組合員集団に比べ稼働時間数が相対的に少ないなど、支部組合員と非組合員とが集団として同質性を有するかについては大きな疑問があること、③会社は一時金の交渉を含め組合らとの団体交渉において相応の対応をしていたことなどにかんがみれば、会社が支部組合員であるが故をもって、支部組合員の一時金支給額を非組合員に比して低額にしたものと推認することはできない。

本件各一時金について、支部組合員のうち考課上のランクないし一時金支給額が平均未満である者が多いという状況は、会社が一定程度合理的な基準に則した評価を行った結果生じたものとみるのが相当であって、会社が支部組合員の査定に当たって差別的な取扱いを行った結果、生じたものとみることはできない。

- (2) したがって、指導員に対する本件各一時金の支給において、会社が支部組合員の一時金支給額を非組合員に比して低額にしたことは、支部に所属していることないしは支部役員であることを理由とする不利益な取扱いであるとはいえず、また、支部に対する弱体化工作の一環として行われた支配介入であるともいえないから、労組法7条1号、3号の不当労働行為には当たらない。

【参考】

初審救済申立日	平成20年6月26日（神奈川県労委平成20年(不)第14号）
	平成20年11月25日（神奈川県労委平成20年(不)第31号）
	平成21年3月10日（神奈川県労委平成21年(不)第9号）
初審命令交付日	平成22年1月21日
再審査申立日	平成22年1月26日